

令和 2 年度 島根県認知症介護基礎研修(8/5 訂正) 開 催 要 項

- 【1.目 的】 認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことを目的とします。
- 【2.実施主体】 島根県
- 【3.実施機関】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）
- 【4.受講対象】 介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

【5.研修日程】

会 場	期 日	開催場所（※会場周辺図参照）	定 員
第Ⅰ回 松 江 会 場	6月18日（木）	いきいきプラザ島根 4階 403 研修室	延期
第Ⅱ回 邑 智 会 場	8月26日（水）	悠邑ふるさと会館 大会議室	40名
第Ⅲ回 浜 田 会 場	10月14日（水）	いわみーる 4階 401 研修室	40名
第Ⅳ回 出 雲 会 場	12月11日（金）	朱鷺会館 大ホール	60名
松江会場 延期分	令和3年1月28日(木)	いきいきプラザ島根 4階 403 研修室	50名

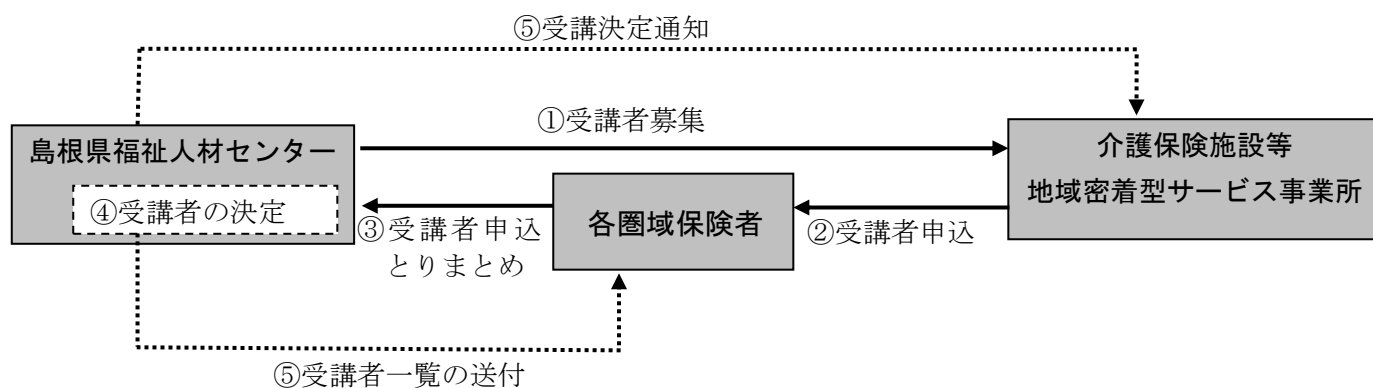
*応募が定員を超過した場合は調整いたします。

【6.研修内容】

時 間	内 容	講 師
8:45～ 9:10	受 付	
9:10～ 9:15	開 会	
9:15～ 9:45	研修の目的と目標 認知症の人を取り巻く現状	島根県健康福祉部高齢者福祉課
9:45～12:30	認知症の人の理解と対応の基本	島根県認知症介護指導者
12:30～13:15	昼食・休憩	
13:15～17:00	認知症ケアの実践上の留意点	

【7.申込方法・受講決定】

- 受講申込書（様式第9号）により、各圏域の介護保険者にお申込ください。（FAX 不可）
- 事業所より複数申込される場合は、受講申込書（様式第9号）に優先順位をご記入ください。定員を超過した場合は各事業所1名とし、抽選の上選考いたします。
- 保険者は総括表（様式第2号 別紙）に取りまとめの上、島根県福祉人材センターに受講申込書を提出してください。（FAX 不可）
- 受講の可否については、研修日の前月下旬までに各事業所に送付するとともに、保険者へ受講決定一覧を送付します。
- 受講申込書（様式第9号）はホームページに掲載しております。



会場	事業所から保険者への受講申込受付期間	保険者から福祉人材センターへの提出期限
第Ⅱ回 邑智会場	6月19日(金)～7月3日(金)【必着】	7月10日(金)【必着】
第Ⅲ回 浜田会場	8月6日(木)～8月24日(月)【必着】	8月31日(月)【必着】
第Ⅳ回 出雲会場	10月8日(木)～10月23日(金)【必着】	10月30日(金)【必着】
延期分 松江会場	11月20日(金)～12月7日(月)【必着】	12月14日(月)【必着】

【8.受講料】ひとり 2,000 円

- 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。開催日の一週間前までに所定の方法により受講料をお振込みください。(振込手数料が発生する場合にはご負担ください)
- 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、開催日の一週間前までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金致します。(手数料は事業所負担)

【9.修了証書】

- 研修修了者(全課程を受講した方)に対し、島根県知事名の修了証書を交付します。
- 欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。
また、(注1) 研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合も修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。(緊急かつやむを得ない場合等については県と協議の上決定します)

- 注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
 ②研修の円滑な実施を妨げる行為(グループワーク等において消極的な態度も含む)
 ③研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等)

【10.その他】

- 研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。(印鑑は不要)
- 昼食については500円程度で斡旋します。
- 室温調整は個別対応しかねます。各自衣服等で調整できるようにご準備ください。
- 研修中の録音・録画は一切禁止です。
- 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- 地震・台風・感染症(新型コロナウイルスなど)等、やむを得ない事情により研修会を中止する場合受講申込書記載のFAX番号宛に一斉送信し、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- 受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります。予めご了承ください。

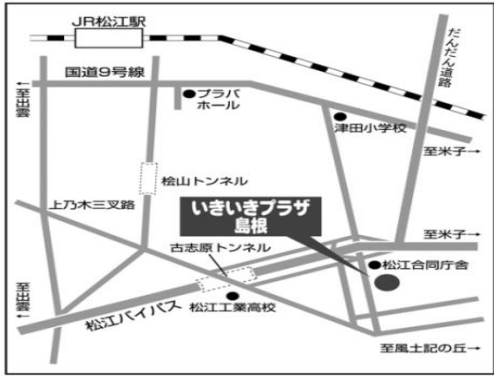



(8) 感染症対策の一環として、必ずマスク着用の上ご参加ください。

【11.お問い合わせ先】

島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）担当／原・柏井
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内

【TEL】 0852-32-5975 【FAX】 0852-32-5956 【URL】 <https://www.shimane-fjc.com/>

【12.会場アクセス】

<p>松江 「いきいきプラザ島根」 松江市東津田町 1741-3</p> 	<p>出雲 「朱鷺会館」 出雲市西新町 2丁目 2456-4</p> 
<p>■JR 松江駅バス停より市営バス [県合同庁舎] 行または [南循環線外回り] で「県合同庁舎前」下車 (所要時間約 20 分)</p>	<p>■JR 西出雲駅南口より徒歩 10 分 ※お車でお越しの方へ 正面駐車場が満車の場合は、建物裏側の未舗装スペースにご駐車ください。 しまね花の郷には駐車しないでください。(夕方施設)</p>
<p>邑智 「悠邑ふるさと会館」 邑智郡川本町大字川本 332-15</p> 	<p>浜田 「いわみーる」 浜田市野原町 1826-1</p> 
<p>■JR 大田・江津駅より石見交通バス「石見川本」下車 駐車場 400 台</p>	<p>■JR 浜田駅より「県立大学」行または「大学循環」 「いわみーる」下車 (所要時間約 10～15 分)</p>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。